

(対象名)

消防計画

消防計画作成年月日

平成 23 年 9 月 1 日

を記入する

1. 防火管理体制の組織及び防火管理業務の分担

総務部長

(委員長)

(防火管理者)

防火対策
委員会実態に即した名称、
職名等を記入する

構成スタッフ

担当業務

課長…………館内火災予防対策担当

主任…………防災教育訓練担当

担当…………消防設備・建築設備の点検担当

係…………火気管理・許認可等担当

…………自主点検・夜間警備担当

2. 自衛消防隊の設置及び組織を次のように定める。

各階指揮者

各エリアごと、又は施設、設備

ごとに定めると効果的です

防災センター等指揮班

班長

防災センター等通報連絡

班長

B1階

1階

2階

3階

4階

階

全般指揮

- ① 自衛消防隊の全般の指揮及び火災の推移に応じて各種情報を収集して、隊長の判断を補佐する。また非常放送等を通じて全館に必要な指示を行う。
 ② その他 ()

※

を実施

通報・連絡

- ① “119”の通報及びその確認ならびに指示。部外・部内関係先への必要事項の通報、連絡、火災情報の収集等に当たる。
 ② “119”の通報又は防災センター等への連絡をし、その後、必要な情報を指揮班又は通報連絡班に伝達するとともに、他の班に対する連絡、支援等を必要に応じて行う。
 ③ その他 ()

※

を実施

消火・抑圧

- ① 消火器、水バケツ、屋内消火栓、特殊消火設備等を火災状況に応じて、積極的に使用して初期消火を行うとともに消火隊の消火作業に協力する。屋上消火栓等の消火栓の操作等も行う。
 ② 該当する番号を記入する ()

※

① を実施

避難誘導

- ① 火災を覚知すれば、ちゅうちょすることなく直ちにその状況に応じて最適避難経路を判断し、笛の使用や大声を出すなどして、リーダーシップを發揮し、安全な場所に誘導する。
 ② 負傷者が発生した場合には、救護に当たるとともに安全な場所に搬送し、救急隊に引き継ぐ。
 ③ その他 ()

※

を実施

安全措置

- ① 電気、ガス、危険物施設、火気使用設備、空調・排煙各設備等の安全措置、防火区画、たて穴区画等の防火戸の閉鎖等の措置を行う。
 ② その他 ()

※

を実施

自衛消防隊長

各階通報班

B1階 _____
1階 _____
2階 _____
3階 _____
4階 _____
階 _____

副隊長

各階消防班

B1階 _____
1階 _____
2階 _____
3階 _____
4階 _____
階 _____

各階指揮者

各階避難誘導班

B1階 _____
1階 _____
2階 _____
3階 _____
4階 _____
階 _____

各階安全班

B1階 _____
1階 _____
2階 _____
3階 _____
4階 _____
階 _____

3. 受信機の監視及び各消防用設備等の担当者を次のように定める。

消火器		自動火災報知設備		屋上		屋内		特殊消火設備	
各階設置数	担当	・受信機設置場所		各階設置数	担当	該当のない場合は、斜線を記入する		設備名	
階本		階の	担当	階個所				()	
階本		昼間()		階個所				設置場所()	
階本		夜間()		階個所				()	
階本		階の	担当	階個所				()	
階本		昼間()		階個所				()	
避難器具	担当	夜間()		階個所				該当のない場合は、斜線を記入する	
階個所		放送設備(業務放送を含む)		設置場所	又は放送設備の操作・監視業務の外部委託			連絡送水管等	
階個所		階の	担当	電話	委託先			送水口設置場所	
階個所		昼間()		委託内容				消防隊誘導担当()	
階個所		夜間()						その他の設備	
階個所								設備名() 担当()	設備名() 担当()
階個所									

4. 通報連絡方法は次のとおりとする。

出火場所から“119”に通報	
① 火災発見者等は社(店)内電話を利用して直接“119”通報する。(ピーという発信音を確認してからダイヤルする)	
② 火災発見者等は社(店)内電話で指揮班(保安室、事務室等)に連絡する。	
③ 自動火災報知設備受信機	通報内容を記入する
災発見者等から連絡をうけた場合に現場を確認し、 報するとともに全館鳴動及び非常放送する。	
④ 通報内容は、「火事です。所在地は●●町の▲▲です。近くに■■■があります。」「2階の○○部分が少し(激しく)燃えています。」「現在のところ逃げ遅れない(ある)模様です。」「誘導員が□□□に待機しています。」等とする。	
⑤ 非常通報装置(ワンタッチ式)を使用する。	
⑥ その他()	
※	を実施

出火場所から指揮班へ通報	
① 火災が発生したことを通報する。 ② 初期消火可能(不可能)であることを通報する。 ③ 応援が必要(不要)であることを通報する。 ④ 避難開始が必要(不要)であることを通報する。 ⑤ 消火した場合は直ちに報告する。 ⑥ その他()	※を実施

指揮班から消防隊へ連絡	
① 出火場所の説明ならびに誘導をする。 ② 延焼状況の概要報告をする。 ③ 在館者の避難状況、要避難者の有無等を報告する。 ④ 建物状況の報告をする。 ⑤ 危険物、電気、ガス施設の状況を報告する。 ⑥ その他()	※を実施

5. 消火活動要領は次のとおりとする。

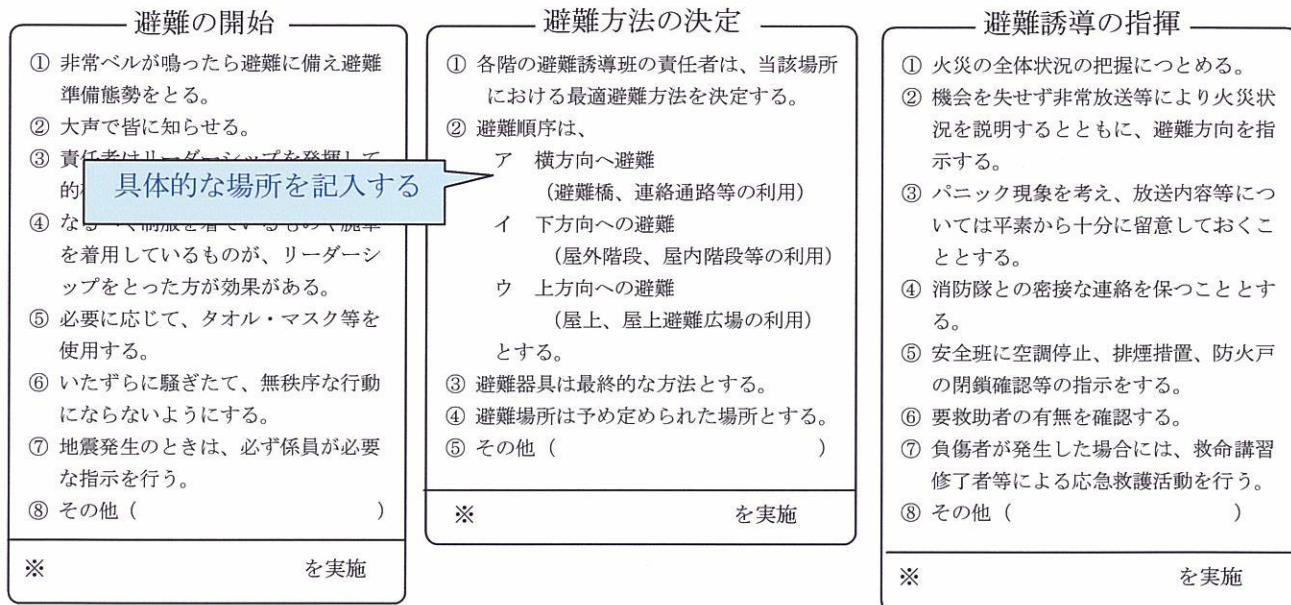
初期消火活動		特殊消火設備の使用		消防隊支援活動	
① 火を見てもあわてず落ち着いて行動する。 ② 叩き消し、水バケツ、砂等を使用する。 ③ 消火器を使用する(使用は天井着火までとし、いつまでも消火器に執着しない)。 ④ 消火器使用と同時に屋内消火栓の放水態勢をとり早期に使用する。 ⑤ 屋内消火栓の操作順序は「起動」「ホース延長」「ノズルを切る」「バルブを開ける」とする。 ⑥ 屋内消火栓のホースのねじれ、折り曲げに注意する。 ⑦ 周囲の状況に注意し退路を考え、深追いしないこととする。 ⑧ その他()		① 小規模火災のうちでは消火器を使用する。 ② 的確な判断により早期に特殊消火設備の使用を決心する。 ③ 使用時は付近に注意を喚起する。		① 消防隊が現場到着した場合には、火災、延焼状況を通報する。 ② 放水作業等の交替を円滑に行う。 ③ 交替時は消防隊の要請により消防隊の消火作業を支援する。 ④ 安全班は電気、ガス施設、空調、排煙各設備などの安全措置を行う。 ⑤ 安全班は防火戸等の閉鎖の措置を行う。 ⑥ 消防車両進入障害物を除去し消防車両を誘導する。 ⑦ 消防隊員を火災現場に誘導する。 ⑧ その他()	

6. 避難計画及び避難誘導は次のとおりとする。

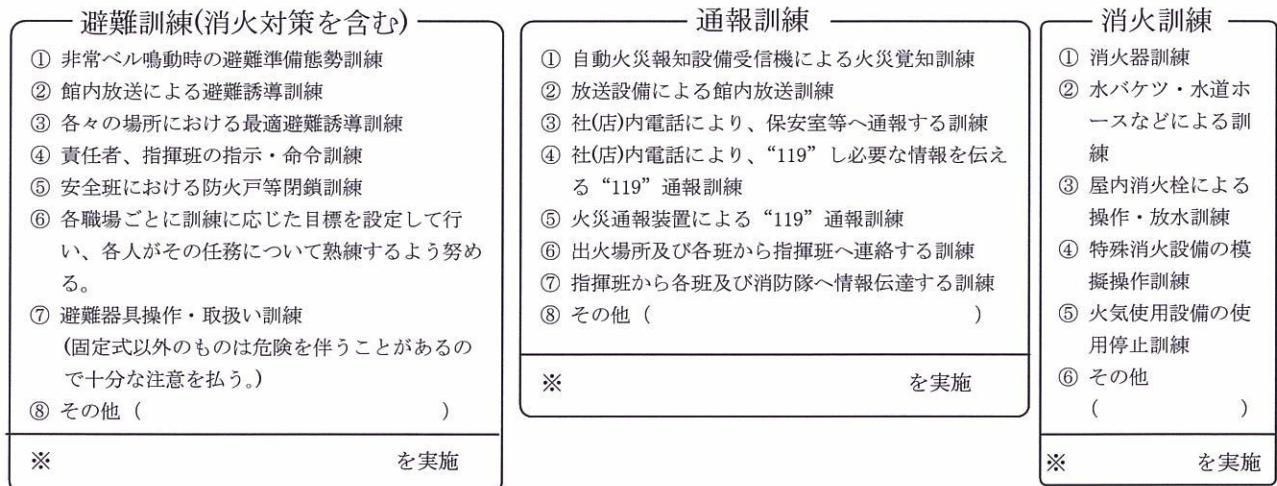
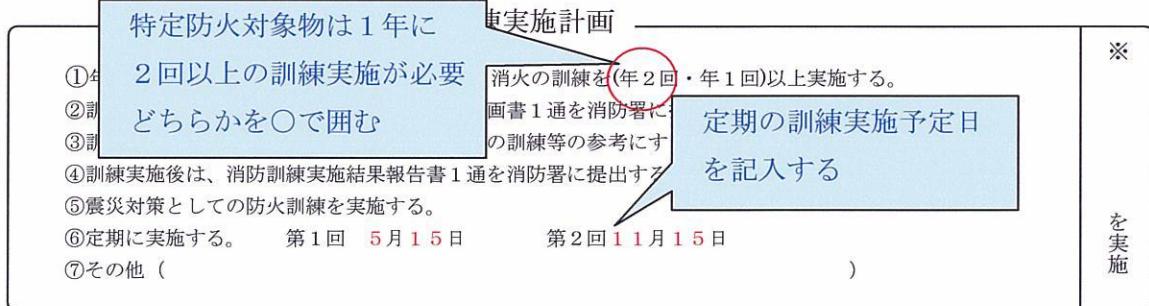
二方向避難の確保

各階の避難経路を示す図面を添付する。

(図面上に、屋内階段、屋外階段、バルコニー、避難器具設置箇所を示す)



7. 避難・通報・消火訓練の計画及び実施については次のように定める。



8. 避難通路の確保及び火災予防上の危険物品の除去等について

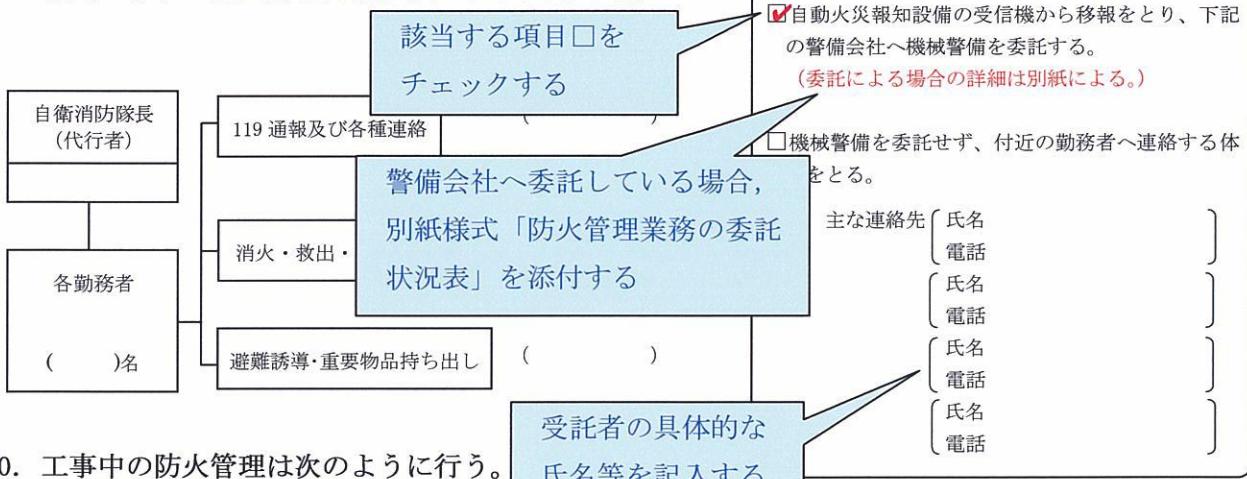
- ① 階段、廊下、通路等の避難経路には物品を置かない。
- ② 避難誘導等に支障を生ぜしめないよう適正な定員確保に努める。
- ③ 屋外階段、避難階での非常口は鍵をかけない。
- ④ 屋外階段、避難階での非常口の錠は、非常錠とする。
- ⑤ 防火戸は正常に作動するよう日頃から維持管理し、防火戸の機能障害を排除する。
- ⑥ 避難の経路となる部分及び消火器、自動火災報知設備受信機、~~放送設備操作部~~、屋内消火栓箱等の周辺は常に整理・整頓し、使用を妨げる物品等を置かず、避難及び消火活動の支障にならないようする。
- ⑦ その他 ()

非常用設備の名称等、該当しないものについては
「 」を記入する

※

を実施

9. 夜間・休日の防火管理体制は次のように定める。



10. 工事中の防火管理は次のように行う。

- ① 増改築、大規模な修繕、模様替等の工事をする場合、事前に消防署に相談し、工事内容により工事中の消防計画を作成し、届け出る。
- ② 使用部分と工事施工部分の防火管理に関しては、防火管理者と工事元請負人との間で協議して定める。
- ③ 上記工事中における防火管理計画の内容は、次の次項とする。
 - ア. 工事部分の自衛消防組織に関すること
 - イ. 工事部分の消火、通報、避難に関するこ
 - ウ. 工事部分における溶接器・バーナー等の火気使用設備器具、引火性物品、危険物品、喫煙、その他の火気管理に関するこ
 - エ. 工事作業員の監督及び防災教育に関するこ
 - オ. 使用部分と工事部分との緊急時の連絡方法に関するこ
 - カ. 使用部分と工事部分との区画方法に関するこ
 - キ. 使用部分の避難に関するこ
 - ク. その他必要な事項
- ④ 以上のほか工事中の防火管理について、必要な事項は社(店)内規則に定める。
- ⑤ その他 ()

ガスの使用が全くない事業所は
斜線を記入する

※

を実施

11. ガス漏れ事故対策は次のように定める。

- ① ガス漏れ事故対策は、ガス防災管理者(防火管理者)の指示の下に従う。
- ② 平素から、ガス器具、ホース、各コックの老朽、破損等の点検整備をし、不適正使用は厳に禁止する。
- ③ ガス機器使用後は必ず閉栓することを義務づけ、夜間、休日は保安員等が点検する。
- ④ ガス漏れ時は付近のガスコックを閉鎖し、火気厳禁とするとともに次により、遅滞なく 119' 等にガス漏れ状況(爆発状況)を詳細に通報する。
- ⑤ 通報内容は「〇〇〇でガス漏れがしています。(ガス爆発がありました。)所在は〇〇〇です。ガス漏れ(爆発)部分は〇階の〇〇です。ガス漏れ範囲は〇〇〇〇〇です。」等とする。
- ⑥ 館内への避難通報は混乱を引き起こさせぬよう十分考慮するとともに、ガス漏れの規模範囲等に応じて最小限の応急措置要員を残し、誘導避難を行う。
- ⑦ 緊急時には、二次災害に十分考慮を払い、必要に応じ時機を失せずガス供給遮断弁を閉鎖する。
- ⑧ 館内通報の内容はおおむね次のとおりとする。
 - ア. ガス漏れ事故発生場所とその概要
 - イ. 火気使用禁止の指示とその範囲
 - ウ. 避難誘導及びその指示等
- ⑨ 消防隊及びガス供給事業者の到着時、実施措置内容、事故概要等の情報を報告するとともに、必要な指示を受け、協力する。
- ⑩ 以上のか、ガス漏れ事故対策について必要な事項は、社(店)内規則に定める。
- ⑪ その他 ()

※

を実施

12. 法定の点検計画は次のように定める。

ア) 消防用設備等の点検報告

※ を実施	設 備 名	委 託 業 者 名
	消火器	●●防火設備㈱
	屋内消火栓設備	TEL ●●●-●●●● 等
	自動火災報知設備	
		具体的な業者名を記入する

イ) 防火対象物定期点検報告

① 每年、 防火管理上必要な業務について 防火対象物	対象となる事業所のみ記入
② その点検結果を 月 月に消防署へ報告する。	その他の事業所は斜線を記入する
③ 上記の点検は、(自社・委託)で行う。(委託先業者名・	電話 _____)
④ 防火対象物のすべての部分が点検基準に適合している場合は()	に点検済みの表示をする。
⑤ 点検の結果、不備事項がある場合は早急に改善を行う	
⑥ 特例認定の条件に適合した場合には、特例認定の申請	
⑦ 特例認定が認定された場合には、上記の点検を省略し	
⑧ 法令で決められた期間ごとに、防火管理者の再講習を	
⑨ その他 ()	

13. 危険物施設における遵守事項

① 許可施設にあっては、危険物取扱者は法令の定めるところにより危険物施設の点検、整備等を実施し、平素から防火管理者と協力して火災予防に努める。	許可施設のみ対象
② その他 ()	その他の事業所は斜線を記入する

14. 火気管理については次のように定める。

① 各部署ごとに火元責任者等を定め、法令の定めるところにより、炉・かまど・厨房・ボイラー・ストーブ・こんろ・裸火・喫煙等の火気管理を行わせ、その業務の実施について必要な事項は社(店)内規則に定める。	※
② その他 ()	を実施

15. 震災対策措置は次のように定める。

地震予知情報又は警戒宣言が発せられた場合等の震災対策措置	
① 自衛消防隊長は直ちに自衛消防隊を編成し、地震発生に備えるとともに、関係各部署に対し必要な指示・命令をする。	⑫ 安全班は危険物施設及び物品の点検ならびに流出、落下、転倒防止対策を行う。
② 通報連絡班は地震・津波情報の入手・収集につとめ、必要に応じて関係各部署に連絡・伝達を行う。	⑬ 非常用資機材ならびに飲料水、非常食料、医療品等の点検、整備を行う。
③ 指揮班は自衛消防隊長と協議のうえ、在社(店)者等を直ちに避難させるかどうかを決定する。	⑭ 各階消火班、安全班は各担当部署ごとに、地震時に火気使用設備の使用停止措置を行う。その際の担当範囲はできる限り小範囲とする。
④ 避難させる場合には各階通報班に連絡し、パニック等の異常事態を惹起しないよう具体的な避難方法を指示する。	⑮ 安全班はボイラー、空調機等は保安上必要なもの以外は直ちに停止する。
⑤ 直ちに避難させる必要がない場合には、非常放送等により地震・津波情報を具体的に在社(店)者等に広報する。	⑯ 地震時または揺れのおさまった後、買い物客等が屋外に一齊に避難しようとするときは、直ちに各係員が大声で制止するなどの措置を講ずる。
⑥ 各階避難誘導班は落下物、器物倒壊等による通行障害にならないような避難経路を選定しつつ確保する。	系各部署から被害報告を求め、必要な措置
⑦ 各階消火班は消火器・屋内限を行ふとともに、その転倒	を屋外に避難させる必要があるときは、自
⑧ 各階消火班、安全班は社(店)内内外の落下板・積荷・外壁・窓ガラスに固縛、補強等の措置を行	より開始し、避難先等を明瞭にすると把握する。
⑩ 安全班は消防用設備等の全般の点検をする。	事項については各地方公共団体の作成する
⑪ 津波対策については別紙のように定める。	地域防災計画の趣旨に則り、社(店)内規則で定める。
	⑳ その他 ()
※	を実施

16. 防災教育は次のように実施する。

- ① 震災対策を含む消防計画の内容、社(店)内規則の内容等は、研修等で従業員に徹底する。
- ② 特に新入社員、派遣社員、パートタイマー等については、採用時等の時期に研修で徹底する。
- ③ 自衛消防隊員等については、できるだけ普通救命講習を受講させるとともに、定期的な再講習の受講に努める。
- ④ 上記の他防災教育について、必要な事項は社(店)内規則に定める。
- ⑤ その他 ()

)

※

を実施

17. 防火管理台帳の作成上の遵守事項

- ① 防火管理維持台帳を整備し、防火対象物点検結果について記録するとともに、必要な書類等を保存する。(消防法第8条の2の2の適用を受ける場合)
- ② 防火管理台帳に「防火管理者選任(解任)届出書」、「消防計画」、「社(店)内規則」、「防火管理台帳総括表」、「棟別状況表」、「危険物施設一覧表」、「条例による届出施設一覧表」、「防火管理記録」及び「査察結果通告書」などその他の必要な図書を編冊し、保存するとともに、必要な記録を行う。
- ③ 消防法令により必要とされる「消防用設備等点検結果報告書」、ボイラー、変電設備等の各種届出を消防署に届け出、副本を保存する。
- ④ その他 ()

)

※

を実施

18. 定員の遵守その他収容人員の適正化については次のように定める。

- ① 防火管理者は収容能力を把握し過剰な人員を収容しないように従業員に徹底する。
- ② その他、収容人員の適正化について必要な事項は社(店)内規則に定める。
- ③ その他 ()

)

※

を実施

19. 消防機関との連絡については次のように定める。

- ① 防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したときには管理権原者が防火管理者選任(解任)届を提出する。
- ② 消防計画を作成したとき、又は変更したときには防火管理者が消防計画作成(変更)届を提出する。
- ③ 防火管理業務の一部委託に関する事項について変更したときは届出をする。
- ④ その他、建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に連絡するとともに、法令に基づく手続きを行う。
- ⑤ その他 ()

)

※

を実施

20. 社(店)内規則作成上の遵守事項

- ① 本消防計画を実施するため必要な細部事項は、社(店)内規則に定め、その周知徹底を図ることにより、火災予防ならびに人命安全確保に努める。
- ② 本消防計画並びに社(店)内規則は常に見直しつつとめ、当該防火対象物の実態に合致した内容になるよう管理権原者はじめ防火管理関係者は努力しなければならない。

※

を実施

21. 管理権原の明確化

管理権原が分かれている防火対象物が対象

その他の事業所は斜線を記入

- ① 各管理権原者の権原の範囲は、原則として当該防火対象物における各管理権原者の当該占有部分とし、かつ、当該所有者にあっては、階段部分等の共用部分を含むものとする。ただし、区分所有の場合においては、各管理権原者の当該専用部分と階段等の共用部分とする。
- ② これと異なる場合又は管理権原者が複数な場合は別図等で明確化を図る。
- ③ その他 ()

)

※

を実施

※欄に該当する番号を記入する。

特記事項

(本消防計画以外に特記事項があれば記入してください。)